



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和 6 年 4 月 30 日 火曜日 第505号

## ◇ 目 次 ◇

指定納付受託者の指定（2件）.....	（スマート行政推進課）... 350
土地収用法に基づく事業の認定.....	（用地課）... 350
道路の区域変更（県道北条玉川線）.....	（東予地方局今治土木事務所）... 352
指定居宅サービス事業の廃止.....	（南予地方局地域福祉課）... 352
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 352
包括外部監査契約の締結.....	（監査事務局）... 352

## 公 告

調理師試験の実施.....	（薬務衛生課）... 352
---------------	----------------

## 人事委員会公告

令和6年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	（人事委員会事務局）... 353
令和6年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告.....	（ " ）... 357
令和6年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	（ " ）... 362

## 公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託（3件）.....	（公営企業管理局総務課）... 365
------------------------------	---------------------

## 告 示

### ○愛媛県告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手続に係る手数料等	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月29日

### ○愛媛県告示第409号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する使用料	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月29日

### ○愛媛県告示第410号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の名称  
大洲市
- 2 事業の種類

大洲市民文化会館整備事業及びこれに伴う排水路付替工事

#### 3 起業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県大洲市東大洲地内
- (2) 使用の部分  
愛媛県大洲市東大洲地内

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要

件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県大洲市東大洲地内の土地16,780.83平方メートルを起業地とする「大洲市民文化会館整備事業及びこれに伴う排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「大洲市民文化会館整備事業」（以下「本体事業」という。）は、土地収用法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当し、本体事業の施行に伴い必要を生じた排水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である大洲市は、大洲市民文化会館（仮称）整備基本構想及び大洲市民文化会館整備基本計画に基づき本件事業を計画し、事業遂行について必要な財源措置等を講じていることから、起業者は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

大洲市民会館（以下「現市民会館」という。）では、昭和44年の開館以来、おおず親と子のコンサート、大洲芸能祭、文化団体による公演など文化活動の拠点として、さらには各種発表の場、各種式典会場など、幅広い分野において多くの市民に利用されている。

しかしながら、現市民会館は開館から55年が経過し、大ホールや通路等複数箇所での雨漏りや外壁の亀裂等、老朽化の進行が顕著であるとともに、空調設備の老朽化に伴う機能低下やインターネット等通信環境の未整備、バリアフリーへの未対応により利用者の快適性や利便性が課題となっている。

これまでにも、大規模改修により施設の維持に努めてきたが、これ以上の修繕による延命では、利用者の安全性の確保が困難であると予想されることに加え、市内には音響、照明設備を備え、現在実施している音楽等の鑑賞事業や成人式等の大人数を受け入れられる施設が他にないことから、市民の文化享受機会等の損失を最小限に抑えるため、移転建替えにより現市民会館の役割を担う「大洲市民文化会館（以下「文化会館」という。）」を整備するものである。

本件事業の施行により、施設及び設備の刷新、利用者の安全性及び利便性についての改善が図られ、市民による文化芸術活動の振興と意欲醸成、情報発信が活発に行われることが期待される。

また、平成30年7月豪雨災害を教訓に、災害時に備えて防災備蓄倉庫や非常用発電設備などの防災機能も導入され、現市民会館と比較しても接面道路の幅員が広く、駐車場台数を多く確保できることから、災害時における地域の安心・安全に大きく寄与する施設としての機能を有するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、

相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため、環境影響評価は実施していないが、施工に際しては防音パネルや低騒音・低振動の建設機械を使用するなど、環境に及ぼす影響を最小限に抑制する対策を講じることとしている。

また、本件事業に係る起業地は特定希少野生動植物保護地区外であり、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地外で、保全を要する文化財等も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討及び事業計画の合理性

起業者は、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地の利用状況等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、文化会館の立地条件、規模及び機能等の本体事業の事業計画については、大洲市民会館建設検討審議会の答申を踏まえて決定したものであり、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益がイで述べた失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現市民会館は、建築から55年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいうえ、大規模改修による修繕によっては利用者の安全を確保することが困難であるため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められ、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられている。

なお、農業用水路として現在利用されている範囲については、現状の機能を損ねることなく本件事業の用に恒久的に供することが可能であるため、使用としている。

よって、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
大洲市総務部財政契約課

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字ナガソ谷甲284番2地先から 同市同町葛谷字池田乙125番1地先まで	旧	メートル 4.5～28.6	キロメートル 0.362	
		今治市玉川町葛谷字ナガソ谷甲284番2地先から 同市同町葛谷字池田乙125番1地先まで	新	9.6～28.7	0.362	

○愛媛県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和6年4月30日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 西予市社会福祉協議会	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 本所	愛媛県西予市野村町野村12号15番地西予市野村保健福祉センター	令和6年3月31日	訪問介護
三泰商事 株式会社	介護支援ショップ西予 三泰商事株式会社	愛媛県西予市宇和町坂戸330番5	令和6年3月31日	福祉用具貸与
三泰商事 株式会社	介護支援ショップ西予 三泰商事株式会社	愛媛県西予市宇和町坂戸330番5	令和6年3月31日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年4月30日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
三泰商事 株式会社	介護支援ショップ西予 三泰商事株式会社	愛媛県西予市宇和町坂戸330番5	令和6年3月31日	介護予防福祉用具貸与
三泰商事 株式会社	介護支援ショップ西予 三泰商事株式会社	愛媛県西予市宇和町坂戸330番5	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第414号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和6年4月30日

愛媛県知事 中村時広

- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
近藤 壮  
松山市北持田町82番地
- 包括外部監査契約の期間の始期  
令和6年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法  
(1) 費用の額の算定方法

- 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 費用の支払方法  
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和6年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和6年4月30日

愛媛県知事 中村時広

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 試験の日時<br/>令和6年8月28日(水)13時30分</p> <p>2 試験の場所<br/>松山市道後町2丁目5-1 愛媛県民文化会館<br/>ただし、受験申込者が多数の場合は、他会場においても実施することがある。</p> <p>3 受験願書の提出期間</p> | <p>令和6年6月24日(月)から7月5日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。</p> <p>4 受験願書の提出先<br/>県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。</p> <p>5 その他<br/>受験についての必要事項は、受験票により指示する。</p> |
|---|--|

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

令和6年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

令和6年4月30日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	77人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	24人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	14人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	19人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	5人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	14人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	9人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設等の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	8人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	11人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉社	4人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。

保 健 師	9人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
保健師（警察）	2人程度	警察本部又は警察学校に勤務し、職員の健康管理に関する業務に従事します。
管 理 栄 養 士	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
鑑 識（化学）	1人程度	警察本部に勤務し、化学に関する鑑識業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日（保健師及び保健師（警察）については、平成16年4月1日）までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和7年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士については、次に該当する者

試 験 区 分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は令和7年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福 祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和7年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和7年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師 保健師（警察）	保健師の免許を有する者又は令和7年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管 理 栄 養 士	管理栄養士の免許を有する者又は令和7年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者

令和6年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔アピール型〕試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。

本試験と令和6年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	令和6年6月16日（日曜日） (1)事務職 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 午前9時～午後3時30分 (2)技術職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス2号館 (松山市文京町4番地2) ・松山西中等教育学校 (松山市久万ノ台1485番地4)	6月下旬 合格発表日は第1 次試験の日にお知 らせします。
			東京	
		大阪	大阪科学技術センター (大阪府大阪市西区本町一丁目8番4号)	
<p>受付時間（午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。</p> <p>受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。</p>				
第 2 次 試 験	7月上旬～7月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			8月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

#### 4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点		試験の内容
		事務職	技術職	
第1次試験	教養試験	50点		大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。
	専門試験	40点	90点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	290点	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査			職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

#### 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
 なお、受付期間は次のとおりです。

**令和6年5月2日（木）午前8時30分から5月27日（月）午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月20日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月7日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

#### 7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
 この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間ですが、技術職（警察職員を除く。）は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から3年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決

定めます。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) 薬剤師、福祉、心理、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士については、2(4)に定める時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。ただし、名簿の有効期間内に免許又は資格を取得した場合は、上記(2)の選考対象となります。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額
行政事務、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、福祉、心理、保健師（警察）		行政職給料表1級29号給 203,553円
薬剤師	4年制課程卒業	医療職給料表(□)2級5号給 209,990円
	6年制課程卒業	医療職給料表(□)2級19号給 229,500円
保健師		医療職給料表(□)2級15号給 234,126円
管理栄養士		医療職給料表(□)2級5号給 209,990円
鑑識（化学）		研究職給料表1級29号給 211,398円

初任給は、学歴や職歴、免許又は資格の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係

総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気・電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学鑑識（化学）	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
福祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保健師 保健師（警察）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

○愛媛県人事委員会公告第4号

令和6年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

令和6年4月30日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容等
行政事務	15人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
エリア枠	うち若干名	採用後に勤務するエリアは、原則として東予地域又は南予地域のいずれかに限定されます。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	1人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。



心 理	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保 健 師	1人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上（令和6年5月末日現在）有する者  
なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、団体職員、公務員等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

国及び人事委員会を置く他の地方公共団体における3年以上の職務経験を有し、当該職務経験を活かして一般行政事務又は技術的業務に従事することを希望する方は、本試験とは別に任命権者（愛媛県知事）が実施する「愛媛県職員（公務員経験者）採用試験」が対象となります。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

カ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

- (5) 福祉、心理及び保健師については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
福 祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者
心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師	保健師の免許を有する者

本試験と令和6年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔アピール型〕試験及び令和6年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	受付期間（6月3日（月）～24日（月））内に登録（提出）		7月24日（水）	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	共通 基礎能力検査（SCOA） 性格検査（SPI3）	7月下旬～8月中旬の指定期間内に受検者が選択する日	9月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
	事務職	8月17日（土）～18日（日）		
	技術職	8月24日（土）～25日（日）		
第3次試験	事務職	9月21日（土）～23日（月・祝）	10月上旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 第1次試験(エントリーシート)について

ア エントリーシートは、採用サイトに掲載された所定の様式(Excel形式)をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出(「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。))から入力済みの電子ファイルをアップロード)してください(一旦提出された電子ファイルの内容変更や差し替えは、一切認めません。)

イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

(ア) 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

(イ) 所定の様式又はファイル形式以外の場合(愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)

ウ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 事務職

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	特定資格等加点	12点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します(詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照)。
第2次試験	基礎能力検査(SCOA)		職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行います。
	性格検査(SPI3)		
	プレゼンテーション試験	100点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション(10分間程度)をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
第3次試験	適性検査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います(課題1題、解答時間1時間30分)。
	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

ア 第1次試験の特定資格等加点において申請に係る登録(提出)内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

イ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

ウ 第2次試験のSCOA及びSPI3において、受験指定期間中に両検査の受験が完了しなかった場合は、**辞退したものとみなし、以降のプレゼンテーション試験は受験できません。**

エ 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に民間企業等で培った能力や実績についての資料(A4サイズ of 用紙2枚以内)を事前に提出していただきます。提出方法等の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

オ 第2次試験合格者は、プレゼンテーション試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

カ 最終合格者は、論文試験及び口述試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第3次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

キ 前年度に出題した論文試験の課題を採用サイトに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(3) 技術職

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	基礎能力検査(SCOA)		職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
	性格検査(SPI3)		

適 性 検 査		
口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- ア 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- イ 第2次試験のSCOA及びSPI3において、**受験指定期間中に両検査の受験が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の第2次試験は受験できません。**
- ウ 最終合格者は、口述試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

**5 受験申込み**

- (1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。  
 なお、受付期間は次のとおりです。  
**令和6年6月3日（月）午前8時30分から6月24日（月）午後5時15分まで**
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手续に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（**原則、電話（089-912-2826）で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。**）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。  
 なお、**使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。**

**6 受験番号、SCOA及びSPI3の受験ID並びに受験票の交付**

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします（登録されたメールアドレス宛てに「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月5日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して**第2次試験受験の際に必ず持参してください。**
- (4) 第1次試験合格者には、第2次試験のSCOA及びSPI3の受験に必要な各IDを、登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAにおいては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。電子メールの送信日は別途連絡します。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
 この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

**8 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。  
 例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額255,000円程度です（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）。  
 このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。  
 郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの

書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

(1) 事務職

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	
第3次試験受験者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位、第2次試験の得点及び順位並びに第3次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第3次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第3次試験合格発表の日から1週間	

(2) 技術職

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については平成31年4月1日から申込日までに取得したものに限り、）について、基準を満たした者に加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出

資格名	試験名	基準	加点
語学資格（英語）	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	600以上	4点加点
		730以上	8点加点
	TOEFL iBTテスト	65以上	4点加点
		85以上	8点加点
	IELTS	5.5以上	4点加点
		6.5以上	8点加点
	実用英語技能検定	準1級以上	8点加点
語学資格（中国語）	中国語検定試験	2級以上	4点加点
		中国語コミュニケーション能力検定	550点以上
	漢語水平考試（HSK）	筆記5級180点以上	4点加点
筆記6級180点以上			

		口試（高級）60点以上	
語学資格（韓国語）	韓国語能力試験（TOPIK）	4級以上	4点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	4点加点
デジタル技術の活用加速化			
情報系資格	基本情報技術者		4点加点
	応用情報技術者		8点加点
	ITストラテジスト		12点加点
	システムアーキテクト		12点加点
	プロジェクトマネージャ		12点加点
	ネットワークスペシャリスト		12点加点
	データベーススペシャリスト		12点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト		12点加点
	ITサービスマネージャ		12点加点
	システム監査技術者		12点加点
	情報処理安全確保支援士		12点加点

2 証明書類

該当する「資格名、試験名等」及び「受験者の氏名」が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「**特定資格等加点申請フォーム**」から、**必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録（提出）**してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録（提出）された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録（提出）がない場合
- (5) 登録（提出）された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和6年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

令和6年4月30日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
少年補導職員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和7年3月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 教員免許を有する者又は令和7年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを令和7年3月末日までに修学する見込みの者  
**本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。**

〔本試験と令和6年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔アピール型〕試験又は令和6年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願は可能です。〕

**3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表**

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和6年6月16日（日曜日） 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 午前9時～正午	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス2号館 （松山市文京町4番地2） ・松山西中等教育学校 （松山市久万ノ台1485番地4）	6月下旬 合格発表日は第1次試験の日 にお知らせします。
		東京	明治学院高等学校 （東京都港区白金台一丁目2番37号）	
		大阪	大阪科学技術センター （大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号）	
<p>受付時間（午前8時～午前8時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。</p> <p>受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。</p>				
第 2 次 試 験	7月上旬～7月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			8月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

**4 試験の方法等**

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。
第2次試験	口 述 試 験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び過去に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

**5 受験申込み**

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。  
 なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年5月2日（木）午前8時30分から5月27日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、

5月20日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください( ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。 )。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。 )受け付けます(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局(089)912-2826)へ問い合わせてください。 )。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。 )。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験票の交付**

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月7日(金)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。 )に記載されます。この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

**8 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表1級29号給(現行給料月額203,553円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)の写しと返信用封筒(定形、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。 )。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

**10 その他**

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

## 公営企業告示

### ○愛媛県公営企業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月30日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

#### 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、16時から17時15分）

#### 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

#### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### ○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月30日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

#### 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時、16時から17時45分）

#### 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ソラスト医療事業本部

東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティC棟 12F

#### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### ○愛媛県公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月30日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

#### 1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時、16時から17時15分）

#### 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

#### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和6年9月31日まで